

Ⅷ 発生段階に応じた対応計画（H5N1・A/H1N1レベル3等）

※ 以下において、単に「インフルエンザ」、「ワクチン」と表記している場合は、特に説明のない限り、従来型のインフルエンザ及びインフルエンザワクチンを示す。

なお、鳥インフルエンザについては、この計画ではその血清亜型がH5N1であるもの（感染症法に規定する二類感染症）を対象とし、野鳥、家禽等から病原性鳥インフルエンザが検出された場合及び動物からヒトに感染する可能性の高い高病原性鳥インフルエンザが検出された場合で、ひとからひとに感染が確認される前の状態を示す。

また、A/H1N1レベル1及びレベル2の発生時には後述の、「X 発生段階に応じた対応計画（A/H1N1レベル1・レベル2）」により対応する。

1 前段階（未発生期）新型インフルエンザが発生していない状態

方針	* 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの発生に備えた対策準備、発生時の各部役割分担等の確認
目標	1 鳥インフルエンザ・新型インフルエンザに関する認識の共有 2 新型インフルエンザ発生に備えた体制整備 3 鳥インフルエンザ・インフルエンザ発生の早期把握、予防の奨励 4 新型インフルエンザ発生の早期把握 5 ヒトへの鳥インフルエンザ発生の早期把握と防疫
主な対策	(1) 新型インフルエンザの情報収集及び市民への普及啓発 (2) 新型インフルエンザ等に関する職員研修等の実施 (3) 高砂市新型インフルエンザ対策行動計画の確認、修正等 (4) 感染拡大に備えた体制の確認およびその準備 (5) 感染防御資器材の計画的な備蓄 (6) 健康福祉事務所（保健所）の実施するサーベイランスへの協力準備 (7) 家畜・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対策 (8) 新型インフルエンザ発生に備えた医療及び搬送体制の整備 (9) 抗インフルエンザ薬の投与及びワクチンの接種体制の整備 (10) ライフライン関係事業者等への事業継続計画の策定要請 (11) 要援護者情報の把握と生活支援体制の整備

(1) 新型インフルエンザの情報収集及び市民への普及啓発

① 国内外の情報収集

健康福祉事務所（保健所）等を通じ、またインターネット等により、高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに係わる感染情報の収集を行う。（農林水産課・健康増進課・危機管理室） ※ 情報収集源：（資料6等）

② 新型インフルエンザへの感染予防対策と発生への備えを啓発する。（資料5・6・7・8）

高砂市ホームページ、防災ネット「たかさご」、広報たかさご、広報ビラ等による広報及び出前講座の開設により市民啓発を行う。（危機管理室、健康増進課、秘書広報広聴室）

(2) 新型インフルエンザ等に関する職員研修等の実施（資料4及びマニュアル1・12等）

- ① 新型インフルエンザ対策について、職員のセミナーへの派遣及び職員研修を開催することにより危機管理意識の向上及び注意喚起を行う。（危機管理室、健康増進課、人事課）
- ② 関係職員に対して消毒方法の研修、訓練等を実施して周知を図る。
また、医療機関は、呼吸器感染症に対する院内感染対策の基本として、CDC感染症対策ガイドライン（標準予防策及び感染経路別予防策）による十分なトレーニングを日頃から実施し、平常時から院内感染防止対策を適切に講じたうえで、診療を行う。（危機管理室、健康増進課、市民病院、消防本部）

(3) 高砂市新型インフルエンザ対策行動計画の確認、修正等

- ① 国、県の「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、「高砂市新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画という。）」を策定し、必要に応じて、随時見直しを行う。（危機管理室及び各部）
- ② 国、県のガイドライン等を参考に、「参考資料」及び「マニュアル」の作成及び見直しを行う。（危機管理室及び各部）
- ③ 健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等を対象に行動計画への理解と協力を求める。（健康増進課、市民病院）
- ④ 市民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に行動計画について周知を図る。（危機管理室及び関係各部）

(4) 感染拡大に備えた体制の確認およびその準備

- ① 職員の執務時間外の連絡網の作成と周知を行う。（危機管理室及び各部）
- ② 健康福祉事務所（保健所）と連携した広報内容の整備を行う。（健康増進課、秘書広報広聴室）
- ③ 様々な対象者を想定して、効果的な広報手段の整備を行う。（危機管理室、秘書広報広聴室）
- ④ 市民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口の設置と適切な情報提供ができるよう体制を整備する。（危機管理室、総務課、健康増進課）（マニュアル7）
- ⑤ 高砂市医師会、市内医療機関等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう連絡体制を整備する。（危機管理室、健康増進課）
- ⑥ 疑似症患者が発症した場合の対応を事前に策定しておく（危機管理室、健康増進課、市民病院、消防本部）

(5) 感染防御資器材の計画的な備蓄

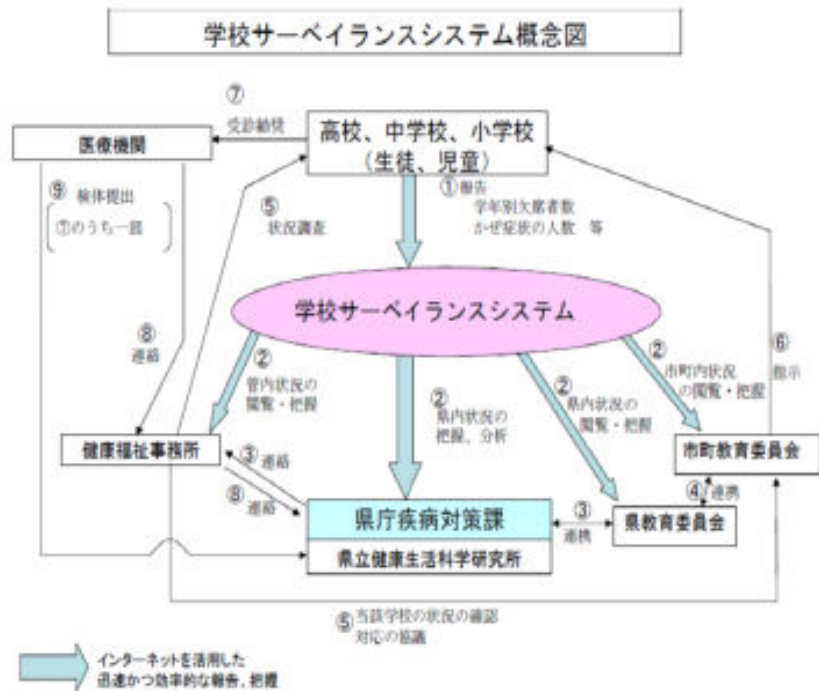
市は、「IV公的機関の資器材等の備蓄及び家庭での備蓄」、「1市の新型インフルエンザ対策用資器材等備蓄計画」に基づき平成21年度中に備蓄を完了する。

なお、備蓄計画は適時修正するとともに必要数を計画的に購入するものとする。（危機管理室、市民病院、消防本部）また、全職員は、3週間分のサージカルマスクを個人で備蓄するものとする。

(6) 健康福祉事務所（保健所）の実施するサーベイランスへの協力準備

県が行う健康調査等への保健師等の派遣について、県から要請があれば即座に保健師等の派遣ができるよう、勤務体制の検討及び必要資器材等の整備を進める。（健康増進課）

また、学校保健安全法等に基づき、各学校からインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報を県に報告する。（学務課）



(7) 家畜・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対策

① 家きん等の高病原性鳥インフルエンザに対するサーベイランス

鳥インフルエンザの発生は、主としてトリの異常死の増加によって察知されることから、通常時は市内の同一箇所でも10羽以上（カラス等の高リスク種は3羽以上（タカ目は1羽以上から））の大量死など、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を疑わせる通報を市民から受けた場合は、県民局と連携し、鳥インフルエンザの検査を依頼する。（産業振興課・危機管理室）

なお、警戒時・国内発生時においては、高病原性鳥インフルエンザ検査基準（高砂市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（マニュアル5））により、死亡野鳥数により検査を依頼する。

また、家きん飼養者等に対して異常家きんの早期発見・早期通報及び発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を指導する。（産業振興課）

② 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

ア 鳥インフルエンザ（H5N1）やその他の鳥インフルエンザ（四類感染症）患者について医師からの届出による健康福祉事務所からの情報により発生を把握する。（健康増進課）

イ 新型インフルエンザによる異常な患者発生を迅速に把握できるように、国、県及びWHO等の情報による発生動向を監視して、国内のインフルエンザ発生状況を常に把握・分析する。（健康増進課）

③ 情報提供・周知

県内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合は、発生状況及び対策等について、市民にホームページ等を活用して積極的に情報提供する。（産業振興課・健康増進課・危機管理室）

また、鳥インフルエンザが流行している地域への渡航をできる限り避け、渡航する場合も、生きた鳥等を販売している市場等には立ち入らないなど、自ら感染防止に努めるように関係部局等と連携し、海外渡航者（市民及び職員）に啓発する。（資料20）（秘書広報広聴室・人事課）

④ 高病原性鳥インフルエンザの対策

ア 鳥インフルエンザ発生時には、高砂市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（マニユア

ル5・12)により、通報体制、対策本部の設置、広報、市民からの相談対応、調査、防疫対策等を県と協力して行う。

イ 感染防護具等（マスク、防護服等）の確保を行う。（産業振興課・健康増進課・危機管理室）

ウ 学校・家庭を含めて家きんを飼育している者に対して、野鳥との接触の防止を周知徹底する。

（教育委員会、産業振興課・健康増進課・秘書広報広聴室）

エ 鳥インフルエンザウイルスが、人に感染した場合、重篤な症状を惹起する可能性があり、また、新型インフルエンザ出現の新たな出発点ともなりうるので、鳥インフルエンザが発生した場合には、発生農場等において従事する職員の健康管理の徹底及び必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を受けるよう指導する。（産業振興課・健康増進課・危機管理室）

（8）新型インフルエンザ発生に備えた医療及び搬送体制の整備

市は、「Ⅲ 想定に基づく医療・搬送体制及び院内感染防止対策等の対応」、における体制の整備を図る。

- ① 健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会及び市内医療機関等の関係機関を対象に行動計画への理解と協力を求める。（健康増進課・危機管理室）
- ② 健康福祉事務所（保健所）と協力して、新型インフルエンザの市内発生に備えた搬送体制と専用外来医療機関での外来医療及び感染症指定医療機関での入院医療の把握をするとともに、「Ⅲ 想定に基づく医療・搬送体制及び院内感染防止対策等の対応」に基づき、流行が拡大する場合に備えて、それ以外の医療機関に対しても、外来医療及び入院医療の協力を依頼する。（健康増進課・危機管理室）
- ③ 各発生段階における搬送体制の整備を図るとともに傷病者搬送を適切に行うための「搬送マニュアル」（資料3及びマニュアル1・2）を作成し周知を図る。（消防本部）
- ④ 新型インフルエンザによる遺体について、適切な運用マニュアル等（マニュアル3）の策定し適時修正を行う。（斎苑課）

（9）抗インフルエンザ薬の投与及びワクチンの接種体制の整備

県が示すワクチン接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに基づき、市の接種計画を策定する。（人事課・健康増進課・危機管理室・消防本部・産業振興課・市民病院等）

- ① 社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬投与について

新型インフルエンザ発生初期段階において、患者に接触した者については、保健所が行う積極的疫学調査により把握し、原則、保健所医師が主体となり予防投与が行われる。

また、本市におけるその後の社会機能を維持するとともに、感染拡大防止の徹底を図る必要があるため、次の者に対して優先的投与を行うものとする。ただし、新型インフルエンザウイルス患者に接触するなど、感染する可能性の高い者に対して投与を行う。

ア 市職員等（以下の者のうち、市民生活を維持させるために必要な者）

- ・市立病院の医師、看護師等の医療職員および事務職員
- ・救急隊員を始めとする消防職員
- ・高病原性鳥インフルエンザ対策職員
- ・市長、副市長、教育長を始め市民の健康管理および危機管理に携わる職員
- ・その他市の行政に直接関与し感染危険を伴う者

（例示：市議会議員、民生委員児童委員、自治会長等）

イ 社会生活を維持する者（以下の者については、原則として国・県の対応とする。）

・治安維持に携わる者

警察官

・ライフライン関係者

電気事業者 水道事業者 ガス事業者 石油事業者 食料販売関係者

・市民の最低限の生活維持のため情報提供に携わる者

報道機関 重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者

・輸送に携わる者

鉄道業者 道路旅客・貨物運送業者等

② 新型インフルエンザワクチン接種の優先順位に関すること

新型インフルエンザの発生に備えて製造されるワクチンの接種に係る優先順位については、国の示すところによる。（資料26、マニュアル10・11）

(10) ライフライン関係事業者等への事業継続計画の策定要請

新型インフルエンザの発生に備え、各事業者に対して、職場における感染防止対策、感染防護資材等の備蓄及び事業体制維持のための危機管理体制等について、計画を策定する等、十分な事前準備を要請する。（危機管理室・産業振興課）

① パンデミック時におけるライフライン維持者の不足に備え、関係事業者に対して経験者やOBの活用等も含めた業務運営体制の検討を行うよう要請する。

（ライフライン事業）電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等

② 水道事業所は事業継続計画（マニュアル4）を策定し、必要に応じて修正する。

(11) 要援護者情報の把握と生活支援体制の整備

市は要援護者情報の把握に努め、第三段階のまん延期における生活支援体制（見回り、訪問看護、訪問診療、食料品等の提供方法等）及び死亡時の対応等について検討する。（高年・障害福祉課）

2 第1段階（海外発生期）海外で新型インフルエンザが発生した状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> * 国内発生に備え、計画及び体制の確認と情報収集の徹底 * 感染症対策本部又は新型インフルエンザ警戒本部の設置及び本部会議の開催
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内発生に備えた全市的な対策の実施（海外発生時） 2 国内外の発生に関する情報収集と提供 3 県、市内における新型インフルエンザ発生の早期発見 4 市内で発生した際の迅速な対応と押さえ込みの徹底 5 感染拡大に備えた医療体制の確保
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策本部の設置及び新型インフルエンザ警戒本部の設置 (2) 行動計画の必要に応じた修正 (3) 感染拡大に備えた体制の確認およびその準備 (4) 市長メッセージの発出（警戒宣言の発令） (5) 新型インフルエンザの情報収集及び市民等への情報提供 (6) 流行地域への渡航自粛要請と滞在者への呼びかけ (7) 一般相談窓口の設置準備及び発熱相談センターの広報 (8) 健康福祉事務所（保健所）と協力して発生が疑われる者の医療機関への迅速な誘導 (9) 健康福祉事務所（保健所）へのサーベイラス体制の協力 (10) 健康福祉事務所（保健所）と協力して市内で発生した場合の押さえ込みの徹底 (11) 医療と搬送体制 (12) 抗インフルエンザ薬の投与及びワクチンの接種体制の整備

* 以下においては、警戒本部及び対策本部体制で対応を実施する場合は、対策本部組織名を記載する。

（1）感染症対策本部の設置及び新型インフルエンザ警戒本部の設置

新型インフルエンザが海外で発生した場合は、高砂市感染症対策本部（資料20）を設置し、関係機関を含む連絡会（事務局；健康増進課）を開催し、新型インフルエンザの予防対策に関すること、二次感染防止及び防疫に関すること、市民啓発に関すること、医療機関・団体との連携（医療体制）に関すること、対策本部（警戒本部）の設置時期等を協議する。

高砂市感染症対策本部会議において、対策強化の必要がある場合または、本部長が必要と認めた場合は、「Ⅶ 発生段階に応じた対応と危機管理体制」「4 発生段階及び対策本部設置基準」に基づき、新型インフルエンザ警戒本部を設置し、警戒本部会議（事務局；本部班）を開催し、「8 本部体制（警戒本部体制）」における組織体制で、下記等の本行動計画に定められた対策を行う。

- ① 現在の対応状況の確認と今後の市の対応について検討
- ② 国内外の情報収集の強化
- ③ 市民への情報提供（市長メッセージの発信等及び啓発）
- ④ 対策本部において、関係機関への情報提供
- ⑤ 医師会との協力体制の確認
- ⑥ 本計画の確認及び修正
- ⑦ 知事が緊急事態宣言を行った場合の対応協議 等

(2) 行動計画の必要に応じた修正

- ① 高砂市感染症対策本部及び新型インフルエンザ警戒本部会議における協議結果を以後の本行動計画に反映させるよう努め、適宜見直し改定することにより、本市の新型インフルエンザ対策の万全を期すものとする。(本部班及び各部)
- ② 国及び県等が新たにガイドライン等を作成した場合は適時、「参考資料」及び「マニュアル」等の作成及び見直しを行う。(本部班及び各部)

(3) 感染拡大に備えた体制の確認およびその準備

新型インフルエンザ警戒本部が設置された場合は、即座に本行動計画「Ⅶ 発生段階に応じた対応と危機管理体制」における分掌事務に定められた役割に基づく各部の体制確認と対応に着手できる準備を整え、必要部署においては、対応に着手する。

- ① 職員への感染予防策の徹底を周知する。(健康管理班、職員班)
- ② インフルエンザ様職員に届出を行うよう周知する。(職員班)
- ③ 中止業務及び閉鎖窓口の事前選定を行う。(各部)
- ④ 感染防御資器材(マスク・ゴーグル・感染防護衣・消毒薬等)の確認及び確保と消毒の実施方法について周知を図る。(本部班、健康管理班、消防部、医療部等)
- ⑤ 庁内及び関係機関と適時の情報交換及び連絡体制の強化を図る。(他関係各部)
- ⑥ 本部員等の休日中の連絡体制の確認(本部班)
- ⑦ 市民、学校、福祉施設等に対し、標準予防策等による感染予防の徹底を呼びかける。(関係各部)
- ⑧ 火葬場の火葬能力の限界を超えるような事態が起こった場合に備え、遺体対応マニュアル(マニュアル3)の確認。(生活環境部、本部班)
- ⑨ 水道事業所においては、事業継続計画(マニュアル4)の適時修正を行い、対策を実施する。
- ⑩ 国内で新型インフルエンザが発生した時に、学校等が臨時休校の措置をとる場合に備えて、教育委員会新型インフルエンザ対応マニュアル(マニュアル6)の確認及び適時修正を行う。
(避難対策第1・2部)
- ⑪ 外出を自粛する在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活維持のため、食糧や生活必需品などの具体的な調達方法及び支援方法について検討を行う。(救助部)

(4) 市長メッセージの発出(警戒宣言の発令)

感染防止のための具体的対策及び「市民への注意喚起」を市民に呼びかけるため、市長メッセージを発出する。(資料12-1)(本部班)

内容については、発生状況・予防策等を周知するとともに、感染防止対策への協力等を求める。

- ① 発生地域、発生日及び患者の病状
- ② 患者の伝播可能期間に発生地域に滞在していた者は、外出自粛と健康福祉事務所(保健所)への連絡
- ③ 健康福祉事務所(保健所)が実施する健康調査への協力
- ④ 発生地域に滞在していた者が、医療機関を受診する際の留意事項
(健康福祉事務所(保健所)へ連絡及び当該医療機関への事前連絡)
- ⑤ 発生地域への旅行自粛等
- ⑥ うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行等感染防止対策の実践啓発
- ⑦ 市の対策の周知(警戒本部の設置、相談窓口の設置、ホームページ開設等)
- ⑧ 冷静な対応の周知 等

(5) 新型インフルエンザの情報収集及び市民及び職員への情報提供

① 国内外の情報収集

国及び県を通じ、またインターネット等により、海外の新型インフルエンザ発生状況・対応状況等について情報の収集を行う。(本部班・健康管理班)

※ 情報収集源：(資料6等)

② 新型インフルエンザの海外発生状況及び感染予防対策等を広報する。

(資料9・11・12-1・13)

高砂市ホームページ、防災ネット「たかさご」、広報たかさご、広報ビラ等による広報を行う。(本部班・健康管理班・渉外広報班等)

ア 市民へ海外発生状況等を迅速、正確に情報提供するとともに外出時のマスクの着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止について市民等への周知を強化する。

(7) 広報内容

- ・海外での発生状況
- ・新型インフルエンザの特徴
- ・一般相談窓口及び新型インフルエンザ専門相談窓口
- ・予防(手洗い、マスクの着用、咳エチケット、外出自粛等)
- ・医療機関への受診方法
- ・〇肉の安全性
- ・家庭内備蓄物資
- ・新型インフルエンザの発生している地域に滞在した者の外出自粛と健康福祉事務所への連絡について等

(イ) 広報媒体

- ・市民向け広報チラシの配布
- ・市施設及び医療機関での広報ポスターの掲示
- ・防災ネット「たかさご」による配信
- ・ホームページへの掲載
- ・自動販売機メッセージボードへの掲載
- ・報道機関への広報

イ 市民及び関係機関と連携した情報共有と対策の強化

新型インフルエンザ発生時の感染拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の協力はもとより、市民や事業者等にも人の移動や集合に伴う、感染拡大を防止するため、以下の協力が不可欠であることを周知するとともに要請の準備を行う。

(7) 学校等の臨時休校

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、学校及び通所施設等の臨時休業あるいは学級閉鎖となる場合があることについて各施設管理者に対して周知を図るとともに要請の準備を行う。

また、国内発生時にやむなく保育を行う場合を想定して、保育所を支援するシステムを検討する。(避難対策第1・2部・救助部)

(イ) 集会等の自粛

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市民に対して、集会等の各行事の自粛協力について周知を図るとともに要請の準備を行う。(関係各部)

(ウ) 公共交通機関の運行縮小等

公共交通機関等による感染拡大を防ぐため、各管理者に対して利用者間の接触の機会を減らすための措置について周知を図るとともに要請の準備を行う。(本部班・応急対策第1部)

(エ) 社会活動等の自粛

感染拡大防止のため、集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛について協力要請の周知を図るとともに要請の準備を行う。(関係各部)

(オ) 公共交通機関及びライフライン事業者への機能確保

社会機能の維持に関わる事業者については、各事業所の業務継続計画に基づく業務継続の体制整備について周知を図る。(本部班)

(カ) 事業活動等の抑制等

市の行う事業及び貸館事業等について、行政運営上最低限必要なものを除いて中止又は延期できるよう準備する。

市民、事業所、福祉施設入所者等に対するマスクの着用、うがい・手洗いの徹底の勧奨。

また、新型インフルエンザ様症状が認められた従業員等の出勤停止の勧告及び健康福祉事務所(保健所)への連絡の周知を図るとともに、育児・介護のために休まざる得なくなった従業員の休暇取得についての事業者への特別な配慮の事前要請を行う。(各関係部)

(キ) 食糧・生活必需品の確保と配給

社会機能の低下による影響を最小限にするにすため、関係団体からの食糧、生活必需品の確保協力について関係団体への要請準備を行う。(本部班・調達配送班)

(ク) ごみの減量化と排出抑制

市のごみ処置状況の調査と市民や事業者にごみの減量化と排出抑制について周知を図る準備を行う。(生活環境部)

(6) 流行地域への渡航自粛要請と滞在者への呼びかけ

① 市民に対して発生地域への海外旅行の自粛や新型インフルエンザが発生している地域に滞在していた者に対し、外出自粛と健康福祉事務所(保健所)への電話連絡について、市長メッセージ及び「(1) 新型インフルエンザの情報収集及び市民及び職員への情報提供」に基づき、市民への呼びかけを図る。

② 職員に対しては「海外旅行自粛について」「健康管理について」(資料21)等を庁内メールで発信する。(職員班)

ア 海外旅行の自粛と「私事旅行届」の提出の徹底。

イ 原則として新型インフルエンザが蔓延している国又は地域からの帰宅者に1日1回の健康状況報告を義務づけ、10日間マスクの着用及び帰国日の翌日から10日間の自宅待機とする。

ウ 新型インフルエンザが蔓延している国以外の感染発生確定国からの帰宅者に1日1回の健康状況報告及び10日間マスクの着用を義務づける。

エ 状況の推移により職員の渡航禁止の発令。

(7) 一般電話相談窓口の設置準備及び新型インフルエンザ専門相談窓口の広報

県は、健康相談等に対応するため、対策本部に総合相談窓口を、健康福祉事務所(保健所)に設置されている新型インフルエンザ専門相談窓口を活用し、適切な情報提供に努める。

市は、新型インフルエンザ専門相談窓口の広報を、市長メッセージ及び「(1) 新型インフルエンザの情報収集及び市民及び職員への情報提供」に基づき行うとともに、相談窓口を原則として平日

の勤務時間内において健康増進課で行い、夜間・休日の相談は宿直・消防本部から県の新型インフルエンザ専門相談窓口を紹介する。ただし、状況により、休日等においても健康相談、情報収集等のため健康増進課において2人体制で対応するとともに、相談件数の増加に対応するため、本庁に一般電話相談窓口が設置できるよう準備する。(マニュアル7)

(8) 健康福祉事務所(保健所)と協力して発生が疑われる者の医療機関への迅速な誘導

新型インフルエンザの発生地域からの帰国者で、インフルエンザ様症状を呈して市の相談窓口等に問い合わせがあった場合は、健康福祉事務所への連絡を行うとともに協力して患者への対応を行う。(健康管理班・消防部)

(9) 健康福祉事務所(保健所)へのサーベイラス体制の協力

- ① 医療機関との連携確認(新型インフルエンザの発生地域からの帰国者で、インフルエンザ様症状を呈して受診した場合、健康福祉事務所への連絡を行うとともに健康増進課へも連絡するよう要請する)
- ② 健康監視対象者が増加した場合等、必要に応じて健康福祉事務所(保健所)のサーベイランスに協力する。(健康管理班等)
- ③ 健康福祉事務所(保健所)と協力して市内での疑わしい事例の早期発見に協力する。
- ④ 以下に参考として、新型インフルエンザ要観察例の考え方等を記載する。

【現時点での新型インフルエンザ(H5N1)要観察例の考え方】

次の①、②又は③に該当する者であり、かつ、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者

- ① 10日以内にインフルエンザウイルス(H5N1)に感染している、若しくはその疑いがある鳥(鶏、あひる、七面鳥、うずら等)、又は死亡鳥との接触歴を有する者
- ② 10日以内にインフルエンザ(H5N1)患者(疑似例も含む)との接触歴を有する者。接触歴とは、鳥又は患者と2m以内の範囲で濃厚な接触があった者を指す。

さらに医療機関・検査室・実験室において新型インフルエンザウイルスの曝露についても注意を要する。

- ③ 新型インフルエンザ発生時において発生地域に滞在していた者

【WHO等による濃厚な接触歴の主な例示(限定するものでない)】

① 鳥との接触

ア 鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われる病鳥・死亡鳥との接触

- ・手で持った、触れた
- ・手を伸ばせば届く範囲に近づいた

イ 鳥インフルエンザ(H5N1)患者が発生した国における行動

- ・家禽を飼っていた
- ・生鳥市場を歩き回った
- ・家きんを殺した
- ・家きんの羽毛をむしった

② 患者(疑似症患者を含む)との接触

- ・患者を介護した
- ・患者の体液(気道分泌液、唾液、尿、便、血液など)に直接接触した
- ・患者と対面して会話した
- ・医療従事者として患者と対峙した

- ③ 専用外来医療機関・検査室・実験室において
- ・適切な感染防御を行わず、エアロゾル産生を伴う操作を行った
 - ・適切な感染防御を行わず、実験室でウイルスに曝露した

【現時点での新型インフルエンザ疑い患者の定義】

要観察例の者でかつ簡易検査キットによりA型インフルエンザ陽性と判定された者

注) 次の疑似症患者及び確定例患者の定義については、現時点において、鳥インフルエンザ(H5N1)が新型インフルエンザへ移行するとの考えから作成したものである。

【現時点での新型インフルエンザ疑似症患者の定義】

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、次の方法によって病原体診断がなされた者

- ① ウイルス分離・同定によるH5亜型の検出
- ② ウイルス遺伝子検査によるH5亜型の検出

【現時点での新型インフルエンザ確定例患者の定義】

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、次の方法によって病原体診断がなされた者

- ① ウイルス分離・同定によるH5N1亜型の検出
- ② ウイルス遺伝子検査によるH5N1亜型の検出

(10) 健康福祉事務所(保健所)と協力して市内で発生した場合の押さえ込みの徹底

県と連携して、患者(疑い患者を含む)の体液等が付着した感染するおそれのある場所等に対する消毒等の措置を行う。(健康管理班)

【県の患者発生事例等への対応】

- ・ 新型インフルエンザが発生している地域から帰国した者等は健康監視対象とし、インフルエンザ様症状を呈した者(以下「要観察例」という。)は、初期封じ込めのため、健康福祉事務所(保健所)において、要観察例及び接触者に対する調査を実施し、専用外来医療機関(主に感染症指定医療機関)を受診させる。なお、必要に応じて要観察例を搬送するため、搬送が迅速に行えるよう各県民局において、人員・搬送車を確保する。
- ・ 要観察例に対しては、簡易検査キットにより検査を行い、A型陽性時(以下「疑い患者」という。)は、入院勧奨を行う。なお、A型が陰性であっても疫学調査の結果、新型インフルエンザ感染が完全に否定できない場合は、疑い患者に準じて病原体診断を行うこととし、その結果が出るまでの間、専用外来医療機関において感染防止に留意のうえ待機を指導する。
- ・ 疑い患者に対しては、病原体診断を行い、H5亜型検出時(以下「疑似症患者」という。)は入院を勧告する。H5N1亜型検出時には確定患者として隔離措置を徹底する。
- ・ 接触者に対しては、健康福祉事務所(保健所)で疫学調査を実施のうえ、経過観察期間(患者〔疑似症患者を含む〕と最後に接触した日から10日が経過する日までの間)の外出自粛の要請と健康監視を実施する。なお、健康状態に異状が生じた場合は、直ちに健康福祉事務所(保健所)へ連絡するよう指導する。
- ・ 要観察例の濃厚接触者等には、予防投与を実施する。

(11) 医療と搬送体制

発生初期においては、院内感染を防止するために専用外来医療機関を把握し、新型インフルエンザ(疑いも含む)患者の誘導も含めて実施する。また、健康福祉事務所(保健所)や高砂市医師会

の協力の下で、感染拡大に備えた、外来医療及び入院医療体制の協力を要請する。

- ① 新型インフルエンザ（疑いも含む）患者を含めた外来誘導方法の整備等県からの要請に基づく市民病院の専用外来設置準備（資料2及び2-1）及び他の専用外来医療機関を把握する。（健康管理班・医療部）
- ② 市内での患者発生に備えた搬送体制（資料3・マニュアル1・2）を確保する。（消防部）
- ③ 消耗品（対応職員用マスク、ゴーグル、消毒薬等）の在庫確認と必要資器材等を補給する。（健康管理班、医療部、消防部）
- ④ 健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等の関係機関と新型インフルエンザ対策について連携強化を図る。

ア 県は、万一、新型インフルエンザの発生地域から帰国した者が、インフルエンザ様症状を呈して一般医療機関を受診した（要観察例）場合、本人の渡航歴等を確認のうえ別室等で隔離し、直ちに健康福祉事務所（保健所）への連絡を行うことについて県医師会等を通して、各医療機関に確認する。

イ 県は、一般の医療機関の入口には、38℃以上の発熱のある者又は発生国から帰国した者は院内に入らず、近くの健康福祉事務所（保健所）に電話して相談するよう明確な掲示を行うよう要請する。

市は、「（1）新型インフルエンザの情報収集及び市民及び職員への情報提供」に基づき、市民に対して広報する。

ウ 県は、院内感染防止のため予防策（用語解説を参照）の励行を県医師会等関係機関と連携して周知する。

エ 県は、慢性疾患等を有する定期受診患者のかかりつけ医師は、第2段階のまん延期における電話診療により新型インフルエンザウイルス薬等の処方せん発行が可能となるよう、適当と認める場合はその旨をあらかじめカルテ等に記載しておくよう、県医師会と連携して周知する。

⑤ 検査体制（県による実施）

ア 検査機関：県立健康科学研究センター、政令市衛生研究所等又は国立感染症研究所

イ 県内で発生した要観察例の検体を県立健康科学研究センター等で検査し、H5亜型を確認し、H5N1亜型の確定検査のため、国立感染症研究所へ検体を搬送する。（確定検査は、国立感染症研究所で実施する。）

（検体）・ 咽頭ぬぐい液（鼻腔吸引（ぬぐい）液、気管吸引液、肺胞洗浄液も可）

- ・ 血液（国立感染症研究所へ送付）

※血液採取は同意された方に限る。（^hア血清判定のため1月後採血も実施）

（検査）・ 迅速診断検査キット

- ・ PCR法

(12) 抗インフルエンザ薬の投与及びワクチンの接種体制の整備

県からの新型インフルエンザに対するワクチン接種の要請に備えて、「1前段階（未発生期）新型インフルエンザが発生していない状態」「（9）抗インフルエンザ薬の投与及びワクチンの接種体制の整備」に基づき、優先順序を決め、国においてプレパンデミックワクチンが製造された後、国の優先順位等に基づき、県と協力して公的病院を中心として接種場所及び接種医、接種用器具等を確保し、本人の同意を得た上で、プレパンデミックワクチンの接種を行う。

（資料26、マニュアル10・11）

3 第2段階（国内発生早期）国内で新型インフルエンザが発生した状態～市内で新型インフルエンザが発生した状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> * 県・市内発生に備えた、対策の実施 * 新型インフルエンザ対策本部の設置及び本部会議の開催
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 全市的な対策の実施 2 国内外の発生に関する情報収集と提供 3 県、市内における新型インフルエンザ発生の早期発見 4 市内で発生した際の迅速な対応と押さえ込みの徹底 5 感染拡大に備えた医療体制の確保
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ対策本部の設置及び感染拡大に備えた体制の強化 (2) 行動計画の必要に応じた修正 (3) 市長メッセージの発出（緊急事態宣言の発令等） (4) 新型インフルエンザの情報収集及び市民等への情報提供 (5) 社会活動の制限等 (6) 職員及び来庁者の感染防止対策及び一般電話相談窓口の設置 (7) 健康福祉事務所（保健所）と協力して市内で発生した場合の押さえ込みの徹底 (8) 医療と搬送体制 (9) サージカルマスクの配布

（1）新型インフルエンザ対策本部の設置及び感染拡大に備えた体制の強化

新型インフルエンザが国内で発生した場合は、即座に「Ⅶ発生段階に応じた対応と危機管理体制」 「4発生段階及び対策本部設置基準」に基づき、新型インフルエンザ対策本部を設置し、対策本部会議（事務局；本部班）を開催し、「6本部本部組織図」における組織体制で、「7高砂市新型インフルエンザ等感染症対策本部（部及び班）の分掌事務」等の本行動計画に定められた対策を行う。

なお、本部会議での対策の決定にあたっては、第1段階（海外発生期）の対策を継続・強化するとともに、新型インフルエンザの感染力や病原性が著しく高いことが判明している場合及び発生状況や社会状況等により、第3段階までの対策を併行して実施する。

（2）行動計画の必要に応じた修正

- ① 患者の状況や発生状況及び他市等の対応状況等により、適時、新型インフルエンザ対策本部会議を開催し協議結果を以後の本行動計画に反映させるよう努め、適宜見直し改定することにより、本市の新型インフルエンザ対策の万全を期すものとする。（本部班及び各部）
- ② 国及び県等が新たにガイドライン等を作成した場合は適時、「参考資料」及び「マニュアル」等の作成及び見直しを行い、必要に応じて市民や職員及び関係機関に通知する。（本部班及び各部）
- ③ 感染防御資器材等の補充
 今後、流行の状況に応じ、備蓄計画を見直し、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬剤等を早目に補充する。（医療部、本部班、消防部）

(3) 市長メッセージの発出

対策を強化するため、対策本部の設置及び感染拡大防止のための具体的対策を市民に呼びかけるため、国内発生時の市長メッセージを発出する。(資料12-2)(本部班)

また、国内発生に引き続き県内及び市内で発生した場合は、社会活動の制限等が実施される旨を追加した、市長メッセージを発出する。(資料12-3)(本部班)

ただし、県内及び市内において国内で初めての感染者が発生した場合は、市長メッセージを補強して発信する。

(国内発生時の内容)

- ① 発生地域、発生日及び患者の病状
- ② 健康福祉事務所(保健所)が実施する健康調査への協力
- ③ 感染を疑わせる者が、医療機関を受診する際の留意事項
(新型インフルエンザ専門相談窓口の設置及び連絡の徹底と当該医療機関への事前連絡)
- ④ 市民からの相談体制(一般電話相談窓口の設置)
- ⑤ うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行、不要不急の外出の自粛等感染防止対策の実践啓発
- ⑥ 市の対策の周知(対策本部の設置、職員及び来庁者の感染防止対策等)
- ⑦ 今後感染が拡大した場合に、市民及び事業者へ社会活動の制限があることの周知
- ⑧ 冷静な対応の周知 等

(県内及び市内発生時の内容)

上記の内容に下記の内容を追加する。

- ① 社会活動の制限等の実施項目
- ② 市民及び事業者へ協力依頼(社会活動の制限等)
- ③ 市の新たな対策の周知 等

なお、県においては、国内第1例確認時に知事の緊急事態宣言が発出され、県内第1例確認時に社会活動の制限等が発令される。

(4) 新型インフルエンザの情報収集及び市民等への情報提供

① 国内外の情報収集

第1段階(海外発生期)の情報の収集を継続して行うとともに、県内及び市内での発生を早期に発見できるよう医療機関からの情報収集等の強化を行う。(本部班・健康管理班、医療部)

※ 情報収集源:(資料6等)

② 新型インフルエンザの国内(県・市内)発生状況及び感染拡大防止対策等を広報する。

(資料10・11-1・12-2・12-3・13・14・15)

高砂市ホームページ、防災ネット「たかさご」、広報たかさご、広報ビラ等による広報を行う。

(本部班・健康管理班・渉外広報班等)

ア 市民へ国内(県・市内)発生状況等を迅速、正確に情報提供するとともに個人での感染防止対策や社会活動の制限等について市民等への周知を強化する。

(7) 広報内容

市長メッセージの内容及び発出以後の対策等を、下記広報媒体に適した内容で広報する。

また、県のインフルエンザ情報センター等についても広報する。

(イ) 広報媒体

- ・ 防災行政無線による広報（学校の臨時休校等、緊急かつ重大な情報の周知に使用する）
- ・ 市民向け広報チラシの配布
- ・ 市施設及び医療機関での広報ポスターの掲示
- ・ 防災ネット「たかさご」による配信
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 自動販売機メッセージボードへの掲載
- ・ 報道機関への広報

(5) 社会活動の制限等

原則として、市内で第1例目の患者が確認された時点で、新型インフルエンザの感染拡大防止を図るため、行政機関、医療機関等の関係機関の協力はもとより、市民や事業者等にも人の移動や集合に伴う、感染拡大を防止するため、以下の協力が不可欠であることを周知するとともに要請を行う。ただし、市外において発生した場合でも、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、臨時休業等を要請する。逆に患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域で臨時休業等を要請するなど、柔軟に対応する。

① 学校等の臨時休校（避難対策第1・2部）

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市内の学校及び通所施設等に臨時休業の要請を各施設管理者に対して行う。（資料15）

この、臨時休業の解除時期については、7日ごとに検討するものとする。（資料15-1）

ア 面的制限の実施

原則として市内において患者が確認された場合は市全域に臨時休業を要請する。ただし、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

〈想定される対応〉

(ア) 市内の学校で患者が確認された場合及び当市から他市の私立学校等（幼稚園、小中高等学校、専修・各種学校）、一部の公立学校（単位制、総合学科等）及び大学に通う生徒から患者が確認された場合は、市全域に臨時休業を要請する。

ただし、幼稚園、小学校等、児童・生徒の行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、臨時休業を要請する地域の範囲を中学校区単位などに縮小することも検討する。

(イ) 他市で患者が確認されたが患者の生活の拠点が当市にもある場合、あるいは感染可能な期間に濃厚接触を伴う立ち入り先がある場合は、市全域に臨時休業を要請する。

(ウ) 他市で確認された患者の通勤・通学経路が当市にあたる場合は必要に応じ、臨時休業の要請を検討する。

(エ) 近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも臨時休業を要請する場合がある。

イ 生徒等の登校停止措置等の実施

生徒等の通学が広範囲に及ぶ私立学校等において、市内における患者の確認がない場合でも、生徒等が在住する市区町において患者が確認された場合には、設置者等の判断により生徒等の出席停止又は臨時休業等を行う。

ウ 臨時休業に備えた体制整備

新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童生徒、保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。市は、患者発生時の迅速な情報提供、対応など、患者発生時の学校に対する支援について配慮する。

エ 臨時休業の実効性の確保

生徒等に対し、感染拡大防止のための臨時休業等の意義などの教育を行い、臨時休業中の生徒同士の接触や繁華街等への外出を控えるよう、指導を徹底する。また、臨時休業中は、健康福祉事務所（保健所）と密接に連携し、学校として毎日児童生徒の健康状態を把握する。本人又は家族等同居者が体調不良の場合は、速やかに学校に連絡するとともに、健康福祉事務所（保健所）へ相談する。

② 保育所・福祉関係事業所の休業等（救助部）

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市内の保育園（所）及び通所施設等に臨時休業の要請を各施設管理者に対して行う。（資料15）

ア 面的制限の実施

原則として市内において患者が確認された場合は市全域に臨時休業を要請する。ただし、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

イ 代替措置の用意

(ア) 保育園（所）においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等保護者の休暇取得等が難しい場合などを想定して、安全対策を講じたうえで各園の受入人数の抑制や、園児の状態及び保護者の了承を得て開園するなど、適切に対応する。

(イ) 福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）においては、主たる代替サービスである訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備するとともに、事業者間連携やケアマネジャーの活動を強化する。

また、やむを得ない理由により支援が必要な場合には、安全対策を講じたうえで、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

加えて、必要不可欠なサービスが提供できるよう、訪問系サービスの体制を整備する。

③ 集会等の自粛

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市民に対して、集会等の各行事の自粛協力についての要請を行う。(関係各部)

ただし、集会・イベント等の自粛を要請する区域は患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区などより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

④ 公共交通機関の運行縮小等

公共交通機関等による感染拡大を防ぐため、各事業者に対して利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう要請する。(本部班・応急対策第1部)

⑤ 社会活動等の自粛

不特定多数の者が利用する集客施設や、飲食店などこれに準ずる施設を運営する事業者、不特定多数の者が集まるイベント等を主催する事業者に対しては、業種と期間を限定し、学校等の臨時休業に準じて事業活動の縮小・休止を要請する。(関係各部)

⑥ 公共交通機関及びライフライン事業者への機能確保

社会機能の維持に関わる事業者については、各事業所の業務継続計画に基づく業務の継続を要請する。(本部班)

⑦ 事業活動等の抑制等

ア 市の行う事業及び貸館事業等について、行政運営上最低限必要なものを除いて中止又は延期する。

イ 市民、事業所、福祉施設入所者等に対するマスクの着用、うがい・手洗いの徹底の勧奨。

また、新型インフルエンザ様症状が認められた従業員等の出勤停止の勧告及び健康福祉事務所(保健所)への連絡周知の徹底を図るとともに事業所に対し、従業員の子育てや介護について、休暇取得等の配慮を要請する。(各関係部)

なお、企業等に対しては、事前に新型インフルエンザのための対策計画や行動計画の策定を促進し、可能な限り事業者の自主的な判断による対応を尊重する。

ウ 職員は、感染予防策の徹底を行うとともに、インフルエンザ様症状を有する者及び同居するものでインフルエンザ様症状を有する者がいる場合は所属長に届出を行い、健康福祉事務所(保健所)への連絡をして指示に従うこと。

所属長は、職員班にその旨連絡し、職員本人の新型インフルエンザが確定した場合または疑いがある場合は、10日間の出勤停止を命じること。

また、同居者の新型インフルエンザが確定した場合または疑いがある場合は、10日間の出勤停止(自粛)を命じ、どうしても出勤する必要がある場合は、平熱(検温)の確認とマスクの着用を義務付けること。

なお、発生時の疫学調査の結果が発表された場合または、健康福祉事務所(保健所)の指示により、出勤停止及び出勤自粛の日数については、修正にするものとする。(職員班)

- エ 第1段階（海外発生期）の、職員に対する以下の措置については引き続き行うものとする。
- (ア) 海外旅行の自粛と「私事旅行届」の提出の徹底。
 - (イ) 原則として新型インフルエンザが蔓延している国又は地域からの帰宅者に1日1回の健康状況報告を義務づけ、10日間マスクの着用及び帰国日の翌日から10日間の自宅待機とする。
 - (ウ) 新型インフルエンザが蔓延している国以外の感染発生確定国からの帰宅者に1日1回の健康状況報告及び10日間マスクの着用を義務づける。
 - (エ) 状況の推移により職員の渡航禁止の発令。

(6) 職員及び来庁者の感染防止対策及び一般電話相談窓口の設置

国内で感染者が発生した場合は、感染防止対策として、窓口職場等の職員は、マスクを着用するとともに市庁舎・各市施設の出入口等に消毒液を配備し、海外発生用ポスターから国内発生用ポスターに張り替える。

また、県内及び市内発生時に、健康福祉事務所（保健所）の新型インフルエンザ専門相談窓口への相談件数や健康増進課への相談件数が増加することが予想されるため、本庁に一般電話相談窓口を設置し、市民からの相談に対応する。（マニュアル7）

ただし、国内発生時に、相談件数が増加し対応が出来ない場合は、ただちに一般電話相談窓口を設置し広報する。

(7) 健康福祉事務所（保健所）と協力して市内で発生した場合の押さえ込みの徹底

県と連携して、患者（疑い患者を含む）の体液等が付着した感染するおそれのある場所等に対する消毒等の措置を行うとともに、感染が疑われる場合及び感染後完治するまでの間の外出自粛の指導を行い、患者発生家屋・地域等の隔離状況について確認を行う。（健康管理班）

また、患者（疑似症患者を含む）の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいた者又はワクチン未接種の医療従事者等であって、十分な防御なく曝露した場合は、本人の同意を得た上で、予防投与を行うよう周知する。（1日1カプセル、最大10日間）また、医療従事者において、十分な感染防御が確認できず、本人から強い希望があった場合は、予防投与を検討する。

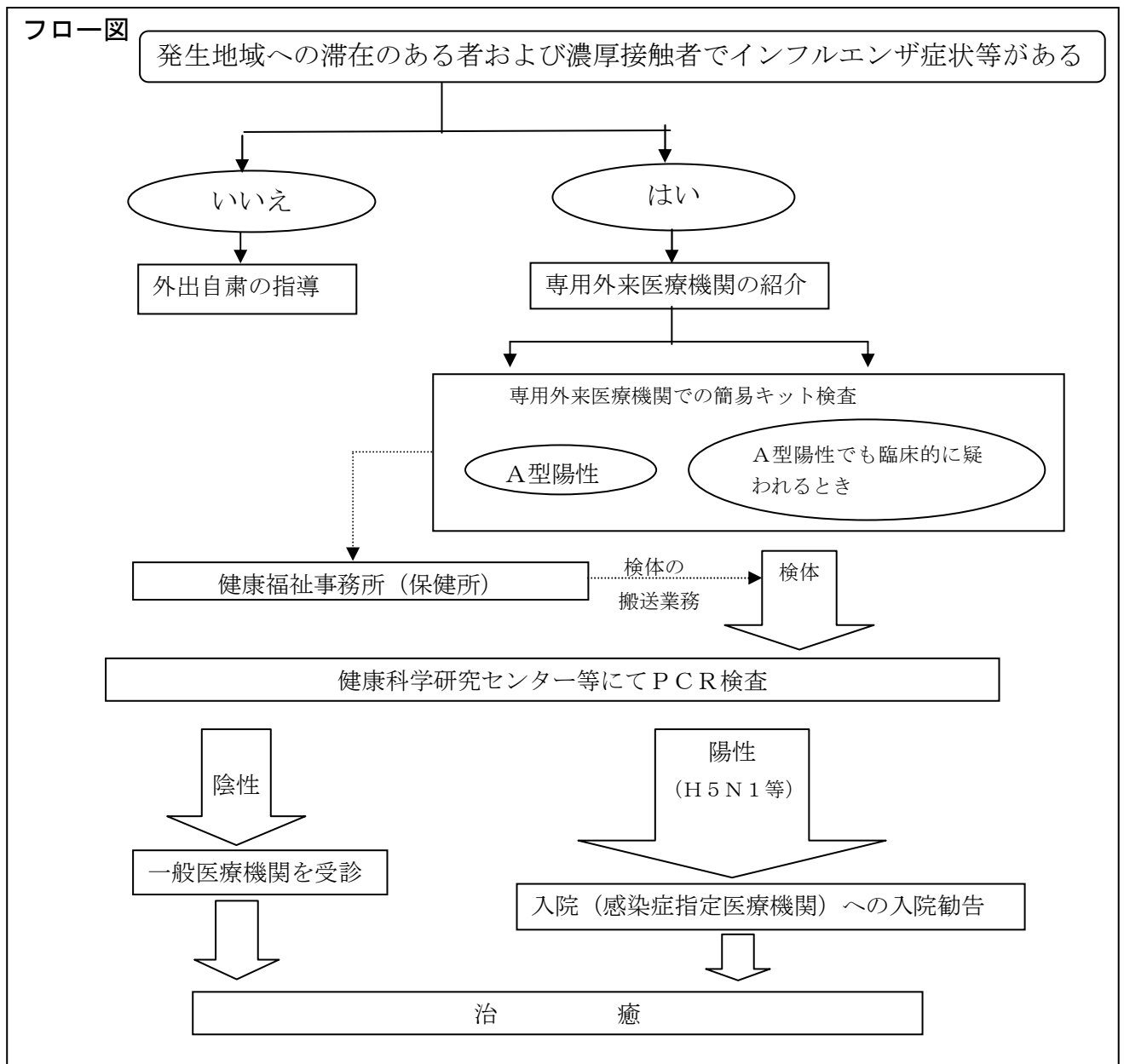
(8) 医療と搬送体制

第1段階（海外発生期）の体制を強化するとともに、県からの要請に基づき市民病院に専用外来を設置する。（資料2及び2-1）

なお、患者の増加に対応するため、発熱外来の設置準備を行う。

また、健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等の関係機関と新型インフルエンザ対策についてより一層の連携強化を図る。（医療部、健康管理班）

【新型インフルエンザ相談から医療機関の受診（対策レベル3）】



(9) サージカルマスクの配布（健康管理班・本部班等）

感染拡大により市民がパニックにならないよう、マスク等の備蓄を呼びかけるが、もし、市内においてマスクが手に入らない状態になったとき、市が備蓄するサージカルマスクを妊婦及び基礎疾患等を持つ患者等に配布するほか、市内の薬局等に放出し（現在協議中）、パニックを防止する。

（資料16）

4 第3段階（感染拡大期）入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> * 第2段階の対策を継続・強化する他、新たな対策の実施 * 新型インフルエンザのまん延期に備えた対策準備
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止 2 患者増加に備えた外来、入院医療の確保 3 社会機能の維持、パニックの防止
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会不安を解消するための広報活動の強化 (2) 感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化 (3) 社会活動の制限の強化 (4) 対策の強化 (5) 健康福祉事務所（保健所）と協力して感染症指定医療機関等を中心に外来、入院医療機関の把握と感染拡大に備えた医療体制の確保要請

（1）社会不安を解消するための広報活動の強化

第2段階（国内発生早期）の情報収集及び広報を強化し、市民へ市内での発生状況、予防策などの最新情報を提供するとともに、随時、市民へメッセージを発信し、パニック防止等を行う。

① 広報内容

- ・ 第2段階（国内発生早期）の対策の強化（徹底）及び新たな対策に関すること。
- ・ 感染が疑われる場合及び感染後完治するまでの間の外出自粛の呼びかけに関すること。
- ・ 医療機関への受診方法の周知に関すること。
- ・ 市医師会、医療機関等と連携して、不要不急の受診を控えるよう、市民啓発に関すること。
- ・ 流行時の外出を最小限にするため事前備蓄物資（食糧、生活必需品、医薬品）に関すること。
- ・ 風評被害の発生防止等を図るため、インフルエンザQ&A等を利用し、無用なパニックを起こさないよう情報提供に努める。（資料25）
- ・ 必要により行政活動の中止業務、閉鎖窓口の事前広報を行う。 等

② 広報媒体

- ・ 防災行政無線による広報（緊急かつ重大な情報の周知に使用する）
- ・ 市民向け広報チラシの配布（医療機関への受診方法の変更及びゴミの減量化等）
- ・ 市施設及び医療機関での広報ポスターの掲示（医療機関への受診方法の変更等）
- ・ 防災ネット「たかさご」による配信
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 自動販売機メッセージボードへの掲載
- ・ 報道機関への広報

（2）感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化

- ① 市内での発生状況を健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等と協力して把握する。
- ② 対策本部において関係機関との緊密な情報交換を行うとともに、連携体制を強化する。
- ③ 相談体制（新型インフルエンザ専門相談窓口を含む）を継続、強化する。

(3) 社会活動の制限の強化

第2段階（国内発生早期）に引き続き、制限の強化を呼びかける。

- ① 市民へ集会等行事実施の自粛を勧告する。（関係各部）
- ② 不要不急の外出や催し物の自粛の徹底。（関係各部）
- ③ 食料等、生活必需品の備蓄を市民に徹底する。（本部班、渉外広報班）
- ④ 供給不足が予測される場合は、市民へ電気・ガス・水道などの資源の使用を抑制するよう要請する。（地域協力班・渉外広報班）
- ⑤ 病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）、矯正施設等（多数の者が居住）における感染予防策を強化するよう要請する。（健康管理班、医療部、救助部）
- ⑥ 企業等の事業活動の自粛を要請する。（関係各部）
- ⑦ 食糧・生活必需品の供給体制の維持を関連企業に要請する。（商工・農林水産班・本部班）
- ⑧ ごみ処理状況を調査し処理能力を維持するため、必要な場合は、市民や事業者にごみの減量化と排出抑制について協力要請を行う。（資料17）（処理収集第1班・本部班、渉外広報班）
- ⑨ 行政活動の休止等の検討。（感染拡大に伴い、必要により中止業務、閉鎖窓口の事前選定を行う。）（職員班・関係各部）
- ⑩ 市職員に対しては旅行等を自粛し、以下の措置を徹底する。（職員班）
 - ア 旅行の自粛と「私事旅行届」の提出の徹底。
 - イ 状況の推移により職員の渡航禁止の発令。
 - ウ 職員の、インフルエンザ様症状を有する者及び同居するものでインフルエンザ様症状を有する者がいる場合の出勤停止及び出勤自粛等の措置については、第2段階（国内発生早期）の措置を引き続き行うものとするが、出勤停止及び出勤自粛の日数については、疫学調査の結果等により修正が必要な場合は、即座に決定し職員に通知する。
 - エ 上記の措置により、職員に対する以下の措置については廃止する。
 - (ア) 原則として新型インフルエンザが蔓延している国又は地域からの帰宅者に1日1回の健康状況報告を義務づけ、10日間マスクの着用及び帰国日の翌日から10日間の自宅待機とする。
 - (イ) 新型インフルエンザが蔓延している国以外の感染発生確定国からの帰宅者に1日1回の健康状況報告及び10日間マスクの着用を義務づける。

(4) 対策の強化

第2段階（国内発生早期）に引き続き対策を行うとともに、流行状況が第4段階（まん延期）となった場合、以下の事態が発生するものと考えられ、これを回避するため、最大限の対策を行う。

- ・医療機関の患者の受入れの混乱
 - ・抗インフルエンザウイルス薬の不足によるパニック
 - ・医療関係者の罹患による医療体制の崩壊
 - ・生活必需品の市内への入荷不足及び経済活動の停滞
 - ・日常的行動による感染拡大
 - ・死者の増加による遺体の処理の遅延
 - ・廃棄物の処理低下による衛生環境の悪化
- ① 食糧・生活必需品の確保
社会機能の低下による影響を最小限にするにすするため、関係団体からの食糧、生活必需品の確保協力について関係団体への要請準備を行う。（本部班・調達配送班）

- ② 要援護者への食糧・生活必需品の支援及び死亡時の対応
民生・児童委員や自治会、学校等と協力して要援護者の把握を行い、必要に応じて、外出自粛により高齢者、障害者等で自ら食料・生活必需品の調達ができなくなった者や在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への食料、生活必需品等の支援を行う。（救助部）
また、要援護者が自宅で死亡された時の対応について、関係機関と連携して対応できるよう協議する。（救助部・斎場班・関係機関）
- ③ こころのケア対策
大流行に備えて被害状況を勘案し、新型インフルエンザ患者及びその家族等のこころのケアについて対応する。（健康管理班）
- ④ 市民生活の安全・安心の確保
高砂警察署に市民生活の安全・安心を確保するための、地域の防犯・防災機能の確保を要請する。（本部班）
- ⑤ 遺体に対する適切な対応
新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合を考慮して、可能な限り火葬施設を稼働し、火葬の準備を行う。また、火葬能力を超えた場合の遺体を一時安置するための公共施設の確保などの対策を検討し、準備する。（マニュアル3）（斎場班）

（5）健康福祉事務所（保健所）と協力して感染症指定医療機関等を中心に外来、入院医療機関の把握と感染拡大に備えた医療体制の確保要請

- ① 健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等と協力して、新型インフルエンザに対応する外来及び入院医療機関の確保を要請するとともに新たな外来医療機関（臨時外来医療機関）及び入院病床（臨時病床）の提供準備を行う。
- ・ 県からの要請に備えて高砂市民病院における入院医療及び発熱外来の設置を検討する。（医療部）
 - ・ 大流行に備え、外来診察および入院医療を行うため、公園や大型施設など臨時医療施設の候補地の選定、医療設備機器等の準備を行う。（医療部・本部班）
 - ・ 市医師会等と連携して、通院できない高齢者等に対する往診サービスや在宅医療サービスの確保に努める。（健康管理班）
 - ・ 高齢者、児童及び障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を市医師会等と連携して確保する。（健康福祉部）
 - ・ インフルエンザ迅速診断キット、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品及び医療従事者用の感染防御資器材の確保に努める。（医療部）
- ② 患者搬送体制の整備を行う。（消防部、関係各部）（マニュアル8）
- ・ 大流行を想定して様々な搬送の可能性について検討し、搬送体制の確保を図る。
 - ・ 患者の移送・搬送について、必要に応じて、民間搬送業者へ協力を要請する。

5 第3段階（まん延期）入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> * 第2・3段階の対策を継続・強化する他、新たな対策の実施 * 非常事態宣言の発令
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 大流行による社会機能破綻の回避 2 多数の患者に対する医療体制の確保 3 社会不安の解消とパニック防止
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 非常事態宣言の発令・周知徹底 (2) 社会不安を解消する広報活動の充実・強化 (3) 感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化 (4) 社会活動の制限の強化 (5) 対策の強化 (6) 健康福祉事務所（保健所）と協力して患者の急増時に備えた仮設外来医療の設置提供と可能な限りの患者在宅サービスの実施

（1）非常事態宣言の発令・周知徹底（資料5-4）

国内において、大流行が発生し、市内での新型インフルエンザ患者の発生状況と流行予測から、緊急の必要があるとき、市長は「新型インフルエンザ非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）を発し、市民の全面的な協力と理解を求めるため、次の内容の徹底を要請するとともに、必要な情報を提供する。

- ① 感染がまん延期に至ったため、外出自粛を徹底すること。
- ② 重症患者以外は自宅療養となること。
- ③ 情報提供（入院・在宅医療、生活支援等に関する情報）
- ④ 感染拡大防止のための取り組み 等

（2）社会不安を解消する広報活動の充実・強化

第3段階（感染拡大期）の情報収集及び広報を充実・強化し、記者会見等により市民へ市内での発生状況、予防策などの最新情報を提供するとともに、随時、市民へメッセージを発信し、パニック防止等を行う。

- ① 広報内容
 - ・非常事態宣言の内容
 - ・第3段階（感染拡大期）の対策の強化（徹底）及び新たな対策に関すること。
 - ・医療機関への受診方法の変更等に関すること。
 - ・行政活動の中止業務、閉鎖窓口に関すること。
 - ・電気・ガス・水道、その他の資源の使用抑制に関すること。
 - ・ごみの減量と排出抑制に関すること。（資料17）
 - ・要援護者の支援に関すること。
 - ・自宅静養の方法に関すること。（資料18） 等

② 広報媒体

- ・ 防災行政無線による広報（ゴミの減量化、外出自粛等）
- ・ 市民向け広報チラシの配布（医療機関への受診方法の変更及びゴミの減量化等）
- ・ 市施設及び医療機関での広報ポスターの掲示（医療機関への受診方法の変更等）
- ・ 防災ネット「たかさご」による配信
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 自動販売機メッセージボードへの掲載
- ・ 報道機関への広報

（３）感染拡大を防止するため、相談体制、情報共有体制の強化

第３段階（感染拡大期）の相談体制及び情報共有体制を継続、強化する。

（４）社会活動の制限の強化

第３段階（感染拡大期）に引き続き、制限の強化を呼びかける。

① まん延防止習慣の定着化

外出時のマスクの着用、インフルエンザ様症状を呈した場合の外出自粛などのまん延防止について市民等へ周知を徹底する。

特に、高齢者、乳幼児の居る家庭に対して、市の広報、防災無線等を活用して不要不急の外出の自粛協力を強く要請する。（渉外広報班、救助部、本部班）

② 集会等の自粛

新型インフルエンザ発生時の感染の拡大防止のため、市民に対して、集会や興行等不特定多数の集まる活動等の自粛の徹底を要請する。（関係各部）

③ 企業等の事業活動の自粛を勧告する。

企業等事業活動の縮小の徹底や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。（関係各部）

④ 社会活動等の自粛要請

人の集合に伴う感染機会を減らすため、映画館、集客施設など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に強く要請する。（関係各部）

⑤ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小の協力を事業者に強く要請する。（本部班・応急対策第１部）

⑥ 行政活動の休止

職員の休業状態及び対策の強化等を考慮して、中止業務、閉鎖窓口を決定し、市民に周知する。（職員班・渉外広報班・本部班）

⑦ 事業活動等の抑制等の要請

社会機能の低下による影響を最小限にするため、市民及び事業者に対して電気・ガス・水道、その他の資源の使用を抑制するよう協力を強く要請する。（関係各部）

⑧ ごみの減量と排出抑制

通常の収集回収の維持が困難な場合、市の広報、防災無線等を活用してごみの減量化を市民、事業者等に強く呼びかける。（処理収集第１班・本部班、渉外広報班）

(5) 対策の強化

第3段階（感染拡大期）に引き続き対策を行うとともに、まん延期においては、以下の事態が発生するものと考え、これを回避するため、最大限の対策を行う。

- ・医療機関の患者の受入れの混乱
- ・抗インフルエンザウイルス薬の不足によるパニック
- ・医療関係者の罹患による医療体制の崩壊
- ・生活必需品の市内への入荷不足及び経済活動の停滞
- ・日常的行動による感染拡大
- ・死者の増加による遺体の処理の遅延
- ・廃棄物の処理低下による衛生環境の悪化

① 本部体制の強化

高砂市新型インフルエンザ対策本部の枠組みを通じ、全庁的な対応を一層強化するとともに必要があれば体制の再整備を行う。（各部）

② 感染防御資器材等の補充

流行の状況に応じ、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬剤等の補充を図る。

（医療部、本部班、消防部）

③ 公共交通機関及びライフライン事業所への機能確保（関係機関）

公共交通機関及び電気・ガスなどのライフライン事業者の協力を得てその機能確保を行う。

④ 食糧・生活必需品の確保

社会機能の低下による影響を最小限にするにするため、関係業者団体等の協力を得て食糧、生活必需品の確保協力について要請を行う。（本部班・調達配送班）

⑤ 要援護者への食糧・生活必需品の支援及び死亡時の対応

引き続き関係機関と協力して要援護者への食料、生活必需品等の支援を行う。（救助部）

また、要援護者が自宅で死亡された時の対応について、関係機関と連携して対応する。

（救助部・斎場班・関係機関）

⑥ 市民生活の安全・安心の確保

防災機能の確保に努めるとともに高砂警察に防犯機能（犯罪防止およびパニック防止）の確保を強く要請する。（本部班）

⑦ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合を考慮して、可能な限り火葬施設を稼働し、火葬を行う。また、火葬能力を超えた場合は、遺体を一時安置するための公共施設を確保する。

また、一時的に設置された遺体安置所の、収容限界を超える事態に備え、公共墓地等での一時埋葬の整備に着手する。（マニュアル3）（斎場班）

⑧ 必要に応じて消毒を実施し、消毒方法について市民指導を行う。（健康管理班）

(6) 健康福祉事務所（保健所）と協力して患者の急増時に備えた仮設外来医療の設置提供と可能な限りの患者在宅サービスの実施

健康福祉事務所（保健所）、高砂市医師会、市内医療機関等の協力の下で、外来、入院医療体制の確保を要請する。

また、対策本部において関係機関に対して入院医療体制の強化、転換等新たな対応について迅速な情報提供を行う。

① 医療・検査体制の整備

ア 重症患者を中心とする入院医療体制への転換

県は、国と協議の上、新型インフルエンザ患者の入院措置（感染拡大防止のための勧告入院）の中止を決定し、重症患者以外は自宅療養とし、外出自粛を指導する。

また、重症患者以外の入院措置の中止について、県医師会及び関係医療機関等に周知徹底する。

市は、重症患者以外の入院措置の中止について、市民に周知する。（健康管理班・医療部）

イ 県は、慢性疾患等を有する定期受診患者のかかりつけ医師は、事前に了承し、その旨をカルテに記載していた当該患者が発熱した際において、電話診療により新型インフルエンザの感染の有無について診断できた場合、ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行するよう、県医師会と連携して周知する。また、県薬剤師会に処方せん受け入れ体制等の確保について要請する。

市は、慢性疾患等を有する定期受診患者への電話診療によるファクシミリ処方せんの発行を市民に周知する。（健康管理班・医療部）

ウ 健康福祉事務所（保健所）の指導の下、抗インフルエンザ薬については、予防のための投薬を中止し、患者のみの投薬に切り換える。

② 病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用

ア 県からの要請により、高砂市民病院における入院医療及び発熱外来を設置する。

また、市医師会の協力を得て、外来の増設、診療時間の延長、休日・夜間診療体制の強化など、可能な限り外来体制を整備する。（健康管理班・医療部・本部班）

イ 患者受け入れ病院において、利用可能な病床数を超える新型インフルエンザ患者が発生する事態に至った場合には、医師会、公立病院等と協力して、個室管理から多床室管理への切り替え、他の一般病床等の積極的な活用など、患者の受け入れに努めるよう要請する。なお、緊急時において一時的に定員超過収容等を行うことはやむを得ないが、常態化しないよう指導する。（県・健康管理班・医療部）

ウ 新型インフルエンザ患者以外での、不急な入院は避け、延期できる手術は延ばすなど、既存の医療資源の有効活用を図る。（医療部）

エ 医療機関だけでは、外来・病床が確保できない場合は、第3段階（感染拡大期）で選定した公共施設（公園・宿泊可能施設等）や大型施設・自主休業中の宿泊施設など臨時医療施設の候補地に医療設備機器等の設置を行う。（医療部・本部班・関係各部）

また、新型インフルエンザ患者の増加（外来医療）に対応するため、閉鎖中の学校での臨時外来医療機関の設置協力を図る。（避難対策第1部、本部班・健康管理班）

オ 県は、公的医療機関等を中心として入院施設を持つ全ての病院（がん・透析・産科等の一部のあらかじめ選定した専門病院を除く）に対して、入院患者の受け入れ要請を行う。

カ インフルエンザ迅速診断キット、抗インフルエンザウイルス薬等医薬品及び医療従事者用の感染防御資器材の確保に努める。（医療部）

キ 県内の医療体制を随時把握する。（援護部、消防活動部）

③ 往診サービスや在宅医療サービス等の確保

県・医師会、看護協会、栄養士会等関係団体と連携して、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等への支援を行う。（関係各部）

【在宅患者等への支援】

- ア 在宅者の見回り
- イ 往診・訪問看護
- ウ 食事の提供
- エ 医療機関への搬送
- オ 自宅死亡者への対応
- カ 児童・高齢者・障害者への対応、等

④ 患者搬送体制の確保（消防部、関係各部）

大規模流行に対応するため、類似症状の複数者の搬送、救急車以外（民間搬送業者等）での搬送など、状況に応じた搬送を行う。（マニュアル8）

6 第3段階（回復期）ピークを越えた（患者発生が減少傾向）と判断できる状態

方針	* 第三段階（まん延期）の対策を継続する他、新たな対策の実施
目標	1 発生状況に応じて、公衆衛生対策を段階的に縮小する。
主な対策	(1) 患者の減少に伴う、公共施設や発熱外来での患者受け入れの縮小等 (2) 第三段階（まん延期）からの対策の継続 (3) 社会活動制限等の解除について検討

（1）患者の減少に伴う、公共施設や発熱外来での患者受け入れの縮小等

- ① 患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に転送する等により、順次閉鎖する。（健康管理班・本部班）
- ② 臨時医療施設での外来診療を終了し、通常の医療機関での診療に移行する。（健康管理班・本部班）
- ③ 臨時医療施設での入院医療を終了し、感染症指定医療機関等での医療へ移行する。（健康管理班・本部班）
- ④ 発生動向及び診療体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整・縮小する。（医療部）
- ⑤ 引き続き初期診療を行い、状況に応じて縮小する。（医療部）
- ⑥ 臨時医療スタッフの動員を解除し、通常のスタッフ動員による医療行為へ移行する。（医療部）
- ⑦ 患者搬送体制を見直し、改善する。（消防部）

（2）第三段階（まん延期）からの対策の継続

- ① 抗インフルエンザウイルス薬を優先順位に基づき、計画的に投与する
- ② 患者発生が減少傾向になっても、「安心宣言」が発表されるまでは、市民に情報提供は継続する。

（3）社会活動制限等の解除について検討

県は、7日毎に厚生労働省と協議し、学校の臨時休業等の社会的活動の制限等の解除時期を検討する。

市は、県と市内の状況等について密接な情報共有を行い、社会的活動の制限等の解除について連携した対応ができるよう協議する。（本部班）

7 第4段階（小康期）患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> * 非常事態宣言の解除（安心宣言） * 対策本部の解散時期の検討
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会・経済機能の早期回復 2 流行が再燃した場合の対策強化
主な対策	<ol style="list-style-type: none"> (1) 非常事態宣言の解除（安心宣言）の発令等 (2) 流行の第2波に備えた市民への情報提供と注意喚起 (3) 社会活動の制限の解除や状況を踏まえた対策 (4) 新たな発生や流行の再燃に備え、各段階の対応の評価、計画・マニュアル等の見直しと体制の改善

（1）非常事態宣言の解除（安心宣言）の発令等

市長は、小康期において、知事が非常事態宣言を解除したとき、または、新型インフルエンザの流行が終息したと判断されるときは国、県と協議し、「安心宣言」を発表して、社会活動を徐々に回復していくため、次の内容を市民に呼びかけるとともに、必要な情報を提供するため、市長メッセージを発出する。（資料12-5、12-6）（本部班）

- ① 現在の発生状況や社会状況等
- ② 社会活動の制限の解除に関する事。
- ③ 医療体制の変更に関する事。
- ④ 継続及び縮小して実施する対策
- ⑤ 情報提供（第2波に備え市民への注意喚起等） 等

また、市民へ市内での流行状況など最新情報を提供するとともに、状況が変化した場合は、その都度、適切な、市民へメッセージを発信し、再燃に備える。（資料12-7）（本部班）

（2）流行の第2波に備えた市民への情報提供と注意喚起

市長メッセージの内容や流行の第2波に対する備えなどを、市民に情報提供し注意喚起を行う。また、市内の流行状況など最新情報を収集し、市民や関係機関に迅速な情報提供を行う。

- ① 広報内容
 - ・安心宣言の内容に関する事。
 - ・社会活動の制限の解除に関する事。
 - ・医療機関への受診方法の変更等に関する事。
 - ・行政活動の中止業務、閉鎖窓口の解除に関する事。
 - ・資源の使用及び排出の抑制の解除に関する事。
 - ・終了する対策及び継続する対策に関する事。
 - ・市内での流行状況など最新情報に関する事。
 - ・状況が変化した場合の市長メッセージの発出に関する事。 等

② 広報媒体

- ・防災行政無線による広報
- ・市民向け広報チラシの配布
- ・市施設及び医療機関での広報ポスターの掲示
- ・防災ネット「たかさご」による配信
- ・ホームページへの掲載
- ・自動販売機メッセージボードへの掲載
- ・報道機関への広報

(3) 社会活動の制限の解除や状況を踏まえた対策

① 社会活動の制限の解除等（関係各部）

- ア 流行の状況を踏まえて、市民に各種行事等の自粛協力の解除を行うとともに市民生活（外出自粛等）についても平常時の体制に移行させる。
- イ 流行の状況を踏まえ、市民に各種行事の自粛を解除する。
- ウ 公共交通機関、企業及び集客施設事業所等に情報提供と各種事業の自粛協力の解除を行う。
- エ 公共交通機関、企業、集客施設等の事業者の情報提供を継続し、各種事業活動等の自粛協力の解除を行う。

② 通常医療体制への移行（医療部・本部班・健康管理班）

患者の発生状況を勘案し、通常の医療体制で対応可能と判断した時点で、通常の医療体制に移行する。

③ 行政活動の再開（職員班・渉外広報班・本部班）

職員の休業状態を考慮して、中止業務及び閉鎖窓口等を順次、平常体制に移行する。

④ 電話相談窓口の縮小（健康管理班、本部班・職員班）

市民等からの相談、問い合わせ件数の減少に伴い、対応人員等の縮小を図る。

⑤ 市民生活の安全・安心の確保（本部班）

防犯・防災機能の状況を踏まえ、高砂警察・消防機関の指導の下、地域団体の防犯防災活動を平常時の体制へ移行する。

⑥ 在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（救助部）

社会機能の状況を踏まえ、平常時の体制に移行させる。

⑦ 遺体に対する適切な対応（斎場班）

火葬場の稼働については、新型インフルエンザによる死亡者数を踏まえ、平常時の体制に戻す。また、遺体安置所においても、新型インフルエンザによる死亡者数を踏まえ、順次閉鎖していく。

⑧ こころのケア（健康管理班）

流行状況を勘案し、流行後のこころのケアについても対応する。

⑨ 第2波への備え（健康管理班・本部班）

通常のインフルエンザサーベイランス（定点）を再開するとともに、感染症発生動向調査等により発生状況の把握を行う。

(4) 新たな発生や流行の再燃に備え、各段階の対応の評価、計画・マニュアル及び体制等の見直し

- ① 感染防御資器材、医療薬品、消毒薬の確保に努め、新たな発生や流行の再燃に備え、備蓄計画の見直しを行う。(本部班、医療部、消防部)
- ② 終息後も再燃や新たな発生に備え、各段階の対応に関する評価を行い、計画、マニュアル及び体制等の見直しを行う。(各部)
 - ア 庁内各部の役割等の課題整理と見直しを行う。
 - イ 市民及び職員等の感染予防方法と感染防止対策の見直しを行う。
 - ウ 情報提供体制及び広報手段・情報提供内容の課題を検討し、必要な改善を行う。
 - エ 事業所等への自粛要請等について見直しを行う。
 - オ 学校等の休業基準等の見直しを行う。
 - カ 関係機関との連携体制の見直しを行う。
 - キ 各段階の対策の見直しを行う。
 - ク 国、県の計画の修正にともなう見直しを行う。
 - ケ 疫学調査に基づく修正を行う。 等
- ③ 医療、搬送体制の見直しを行う。(医療部、健康管理班、消防部)

健康福祉事務所(保健所)、高砂市医師会、市内医療機関等の関係機関と新たな発生や流行の再燃に備えて、課題を整理し改善を行う。

消防部は、マニュアルの見直しを行う。
- ④ これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、問題点等について改善を行う。(健康管理班)
- ⑤ 流行の経過を踏まえ検疫体制の課題を検証し、新たな発生や流行の再燃に備え、水際対策を含め、国、県へ改善を求める。(本部班・健康管理班)